

# 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則

## 目次

- 第 1 章 総則(第1条・第2条)
  - 第 2 章 組織(第3条～第5条)
  - 第 3 章 入学等(第6条～第 11 条)
  - 第 4 章 教育課程、単位及び履修方法(第 12 条～第 18 条)
  - 第 5 章 卒業及び資格(第 19 条)
  - 第 6 章 その他(第 20 条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則(以下「学則」という。)に定めのあるもののほか、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部(以下「学部」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定める。

#### (養成する人材)

第2条 学部は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授し、それぞれの分野と連携・協働を目指すことができる専門職業人を養成する。

### 第2章 組織

#### (教授会)

第3条 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び賞罰に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に規定するもののほか、学部の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第4条 学部の運営に関する連絡調整、企画審査等にあたるため、委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、学長が別に定める。

(専攻長)

第5条 リハビリテーション学科長を補佐するため、リハビリテーション学科に理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長を置くことができる。

### 第3章 入学等

(入学の時期)

第6条 学則第27条で規定する学期の始めとすることができる者は、第9条第3号から第5号までのいずれかに該当する者及び編入学、転入学又は再入学により入学する者とする。

(入学資格)

第7条 学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(編入学)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、学部への編入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法第132条の規定に基づき専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に定めるもののほか、編入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学及び再入学)

第9条 学長は、学部転入学及び再入学を志願する学生があるときには、選考のうえ、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第10条 学長は、他の学科に転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の意見を聴いた上で、相当年次にこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

3 前2項に定めるもののほか、転学科について必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第11条 第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定により入学又は転学科した学生の在学年限は、学則第26条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

#### 第4章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第12条 学部の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第13条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 14 条 学長は、学部の授業科目を履修し、及びその試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究等の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第 15 条 学部の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については/をもって表す。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号) 第 31 条又は短期大学設置基準(昭和 50 年文部省令第 21 号)第 17 条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上必要と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に行った第 35 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、30 単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は専修学校との協議に基づき、学部の学生が当該他の大学、短期大学又は専修学校で履修した授業科目を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、前条第1項及び第 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 18 条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学部が行う短期大学又は高等専門学校が専攻科における学修及び文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、第 24 条第 3 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 第5章 卒業

(卒業)

第 19 条 学長は、学則第 25 条で定める期間(第8条、第9条及び第 10 条第1項の規定に基づき入学又は転学科した学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得した学生について、卒業を認定し卒業証書を授与する。

## 第6章 その他

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前から引き続き平成 30 年 4 月 1 日に在籍する学生に係る授業科目、単位、履修科目及び卒業要件(以下「授業科目等」という。)は、この規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 廃止前の神奈川県立保健福祉大学学則で受けた許可等は、この規則の相当規定により受けた許可等とみなす。

4 この規則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行前から引き続き令和3年4月1日に在籍する学生に係る授業科目、単位、履修科目及び卒業要件（以下「授業科目等」という。）は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

(※) 別表1及び別表2は別に配布するカリキュラム表を参照してください。